

離婚後に子どもの戸籍を移したい方へ

～名古屋家庭裁判所で行う「子の氏の変更」の手続の案内～

1 概要

父母が離婚すると、母（又は父）と子の戸籍は別々になりますが、子は、家庭裁判所の許可を受けて、母（又は父）の戸籍に入ることができます。この家庭裁判所の許可を得る手続が「子の氏の変更」と呼ばれる手続です（子は、父母の離婚により自動的に親権者の戸籍に入るわけではありません。）。母（又は父）が離婚後も婚姻中の氏を称している場合であっても、子が母（又は父）の戸籍に入るためには、この「子の氏の変更」の手続が必要です。

なお、実際に子が母（又は父）の戸籍に入るには、家庭裁判所の許可を受けた後、その審判書謄本を添付して、市区町村役場に入籍の届出をする必要があります（届出に当たっては、別途戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、届出される市区町村役場にお問い合わせください。）。

2 申立てをする人

子が15歳以上であれば、子本人が、子が15歳未満の場合は、子の法定代理人（親権者など）が代理して申し立てることになります。

3 申立てをする裁判所

子の住所地の家庭裁判所

郵送による申立ても可能です（申立書には必ず必要事項を記載した上で認印を押し（スタンプ印不可）、後記4の「申立てに必要な費用」、5の「申立てに必要な書類」とともに送付してください。）。

4 申立てに必要な費用

子1人につき収入印紙800円分、郵便切手110円1枚（後記6の「即日審判手続」を利用する場合は、郵便切手は不要です。）

※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。

5 申立てに必要な書類（事案によりそのほかの書類の提出をお願いすることがあります。）

(1) 申立書1通

(2) 子の戸籍謄本（父母の離婚の記載のあるもの）1通

(3) 子が入ろうとする母（又は父）の戸籍謄本（離婚の記載のあるもの）1通

※ 戸籍は、子と親権者が同籍していたときから現在の戸籍までつながっていることが必要です。

6 即日審判手続（子の住所地が名古屋家庭裁判所本庁の管轄区域の方のみ。支部では実施していません。）

子の氏の変更手続については、申し立てた当日に手続を終えることができる「即日審判手続」がありますので、利用を希望する方は申立ての際に申し出てください。ただし、この手続が利用できない期間や、利用できる条件等がありますので、あらかじめ、名古屋家庭裁判所のホームページでご確認ください。

この制度を利用した場合は、①午前9時～11時に申立ての手続を終えられた方は午後0時頃に、②午前11時～午後0時、午後1時～2時に申立ての手続を終えられた方は午後3時頃に審判書謄本をお渡しすることができます（ただし、審査の結果等により当日お渡しできない場合もあります。）。

この手続を利用できるのは、以下の場合に限られます（ただし、事案によってはその日のうちに審判ができないこともあります。）。

(1) 子が15歳以上の場合は子本人が、子が15歳未満の場合は親権者が、上記の時間内に申立ての手続を終えられるように名古屋家庭裁判所本庁1階家事受付センターにお越しいただき、さらに審判書謄本の交付時間に再度お越しいただくこと（お越しいただいた方が本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証、保険証など）を持参してください。）。

(2) 前記5の「申立てに必要な書類」と印鑑（認印）をご持参いただくこと

(3) 子が未成年者である場合は、①親権者の氏へ変更する場合であること、②親権者と同居している場合であること

(4) 認知された子が父の氏に変更する場合でないこと

名古屋家庭裁判所管轄区域

	所在 地	管 轄 区 域
本 庁	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-1 電話(052)223-2830	名古屋市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、西春日井郡、愛知郡、春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
一宮支部	〒491-0842 一宮市公園通4-17 電話(0586)73-3162	一宮市、稻沢市、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
半田支部	〒475-0902 半田市宮路町200-2 電話(0569)21-0354	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
岡崎支部	〒444-8550 岡崎市明大寺町字奈良井3 電話(0564)51-8950	岡崎市、額田郡、安城市、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市、豊田市、みよし市
豊橋支部	〒440-0884 豊橋市大国町110 電話(0532)52-3237	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡

家事手続案内の受付時間

- 月曜日から金曜日までの午前9時00分～午前11時45分、午後1時～4時
※ 土曜日、日曜日、祝日、振替休日、12/29～1/3はお休みです。
- 注意
 - ・ 家庭裁判所で申立書を作成される方は、時間に余裕を持ってお越しください。
 - ・ 郵送による申立ても可能です。
 - ・ 即日審判手続の受付時間は6を参照してください。

申立書の入手方法

(※次のいずれかの方法で入手できます。)

- お近くの家庭裁判所の窓口で直接入手する（家庭裁判所以外の裁判所ではご用意しておりません。）。
- 名古屋家庭裁判所のホームページからダウンロードする。
検索サイトを利用する場合、「名古屋家庭裁判所」と「家事手続」のキーワードをお試しください。「各種申立てのご案内（申立書式の案内）（名古屋家庭裁判所）」→「子の氏の変更」から子の年齢により選択してください。
- 郵送で取り寄せる。
①返信用封筒（宛名としてあなたの住所・氏名を記載して110円分の郵便切手を貼った長形3号封筒（縦約23.5cm、横約12cm））と、②メモ（「子の氏の変更許可の申立書希望」と記載するほか、手続をする子の年齢と人数、あなたの電話番号を明記したメモ）を、申立て予定の家庭裁判所へ送付してください。